

東京都新型コロナウイルスワクチン接種促進支援事業協力金交付事務取扱要領

制 定	3 福保感防第 6 6 9 号 令和 3 年 6 月 11 日
改 正	3 福保感防第 1 1 0 6 号 令和 3 年 7 月 30 日
改 正	3 福保感防第 1 3 4 3 号 令和 3 年 8 月 27 日
改 正	3 福保感防第 1 4 8 2 号 令和 3 年 9 月 6 日
改 正	3 福保感防第 2 4 3 9 号 令和 3 年 1 2 月 2 8 日
改 正	4 福保感防第 2 2 5 号 令和 4 年 4 月 2 6 日
改 正	4 福保感防第 1202 号 令和 4 年 7 月 2 9 日
改 正	4 福保感防第 2251 号 令和 4 年 1 0 月 6 日

第 1 目的

この要領は、東京都新型コロナウイルスワクチン接種促進支援事業協力金交付要綱（以下「要綱」という。）に基づいて、協力金交付の算定方法及び事務取扱の基準を定め、もって交付事務の明確化、迅速化を図ることを目的とする。

第 2 交付額の算定方法

1 交付対象期間

協力金の交付対象とする期間は、以下のとおりとする。

(1) 第一期

令和 3 年 5 月 9 日から 7 月 31 日まで

(2) 第二期

令和 3 年 8 月 1 日から 10 月 2 日まで

(3) 第三期

令和 3 年 10 月 3 日から 12 月 4 日まで

(4) 第四期

令和 3 年 12 月 5 日から令和 4 年 2 月 5 日まで

(5) 第五期

令和 4 年 2 月 6 日から 3 月 31 日まで

- (6) 第六期
令和4年4月1日から6月4日まで
- (7) 第七期
令和4年6月5日から8月6日まで
- (8) 第八期
令和4年8月7日から10月1日まで
- (9) 第九期
令和4年10月2日から12月3日まで
- (10) 第十期
令和4年12月4日から令和5年2月4日まで
- (11) 第十一期
令和5年2月5日から3月31日まで

2 算定要件及び交付額の算定方法

協力金の算定は、診療所及び病院（以下「医療機関」という。）における新型コロナウイルスワクチン（以下「ワクチン」という。）の接種が、以下に規定する期間・回数を満たす場合とし、以下の方法により行うものとする。

なお、副反応等の発生等、医療機関の責に帰さない事由により、接種回数を満たさない場合は、この限りではない。

- (1) 診療所において、週 100 回以上又は週 150 回以上の接種を各交付対象期間において4週間以上行う場合、別表 1に定める協力金を交付する。1週間は、日曜日から土曜日までとする（以下同じ。）。なお、同一の週に実施した接種を週 100 回以上及び週 150 回以上の対象として重複して算定することはできないものとする。

また、令和4年10月以降においては、週 100 回以上又は週 150 回以上の接種を行ったそれぞれの週のうち、少なくとも1日は、時間外若しくは夜間または休日における接種体制を用意（※）していること。

- (2) 診療所において、各交付対象期間における接種回数が1日当たり 50 回以上の場合、別表 2に定める協力金を交付する。1日は、0時から24時までとし、24時を跨いで連続して接種を行う場合は、24時以前の日付の分として回数を計上すること（以下同じ。）。

なお、令和4年10月以降においては、当該実施日の時間外若しくは夜間または休日において接種体制を用意（※）していること。

- (3) 病院において、令和4年11月までに、各交付対象期間における接種回数が1日当たり 50 回以上の場合、別表 2に定める協力金を交付する。

なお、令和4年10月以降においては、当該実施日の時間外若しくは夜間または休日において接種体制を用意（※）していること。

- (4) 診療所又は病院において、第一期における高齢者への接種回数が1日当たり 30 回以上又は 60 回以上の場合、別表 3に定める協力金を交付する。協力金の交付上限は、1

医療機関当たり合計 480 回までとする。

- (5) 一回の接種は、(1) から (4) のいずれかの項目で算定することとし、重複して算定することはできないものとする。
- (6) 病院において、特別な接種体制を確保（通常診療とは別に、接種のための特別な人員体制を確保した場合であって、休日・休診日・時間外・平日診療時間内の別を問わない。）し、1日に50回以上の接種を週1日以上実施する週が、各交付対象期間内に4週間以上ある場合、別表4に定める協力金を交付する。
- (7) 職域接種（令和4年9月22日付医政発0922第38号・健発0922第14号・薬生発0922第1号「令和4年度新型コロナウイルス感染症緊急包括支援事業（医療分）の実施について」において規定される職域接種。以下同じ。）については、同通知において個別接種促進のための支援の対象となる要件を満たすものを交付の対象とする。

※ 「時間外若しくは夜間または休日」の定義は以下のとおり。なお、「接種体制を用意」には、医療機関で接種体制を用意することの他に、自治体の集団接種会場等への医療従事者派遣を行っている場合を含む。

時間外：当該医療機関の標榜する診療時間以外の時間

夜間：18時以降（医療機関の診療時間に関わらない）

休日：日曜日及び国民の祝日に関する法律第3条に規定する休日。

なお、1月2日及び3日並びに12月29日、30日及び31日は、休日として取り扱う。加えて、土曜日も休日として取り扱う。（医療機関の診療日に関わらない。）

ただし、時間外、夜間について、当初に予定していた接種時間がずれ込み、偶発的に時間外・夜間の時間帯に接種することとなった場合は該当せず、予約受付などの段階において当該時間帯に受け入れているなど、当初から接種可能な体制を取っていることが必要。

3 接種実績の根拠となる資料の保管等

医療機関は、実績報告の根拠となる「接種券付き予診票の写し」又は診療録等を保管し、東京都（以下「都」という。）が確認を要する場合にこれら接種実績を確認できる書類の提示もしくはその写しの提出をしなければならない。確認書類の保管期間は、接種の実施年度の終了から5年間とする。

第3 交付手続

- 1 協力金の交付を受けようとする医療機関は、都が別に定める日までに東京都新型コロナウイルスワクチン接種促進支援事業申請書（様式1）（以下「申請書」という。）を東京都福祉保健局宛てに提出する。
- 2 前項の申請書とともに、交付対象期間ごとの接種計画を記した東京都新型コロナウイルスワクチン接種促進支援事業接種計画書（様式2）を提出する。

- 3 第一期における接種を実施した医療機関は、都が別に定める日までに東京都新型コロナウイルスワクチン接種促進支援事業実績報告書（様式3-1）、東京都新型コロナウイルスワクチン接種促進支援事業協力金交付請求書（様式4）及び支払金口座振替依頼書（東京都指定の様式）を東京都福祉保健局宛てに送付する。
- 4 第二期又は第三期における接種を実施した医療機関は、前項に定める手続とは別に、都が別に定める日までに東京都新型コロナウイルスワクチン接種促進支援事業に係る実績報告書（様式5）、東京都新型コロナウイルスワクチン接種促進支援事業に係る協力金交付請求書（様式6）及び支払金口座振替依頼書（東京都指定の様式）を東京都福祉保健局宛てに送付する。
- 5 第四期又は第五期における接種を実施した医療機関は、第3項及び第4項に定める手続とは別に、都が別に定める日までに東京都新型コロナウイルスワクチン接種促進支援事業に係る実績報告書（様式7-1）、チェックシート（様式7-2）、東京都新型コロナウイルスワクチン接種促進支援事業に係る協力金交付請求書（様式8）及び支払金口座振替依頼書（東京都指定の様式）を東京都福祉保健局宛てに送付する。
- 6 第六期、第七期又は第八期における接種を実施した医療機関は、第3項から第5項までに定める手続とは別に、都が別に定める日までに東京都新型コロナウイルスワクチン接種促進支援事業に係る実績報告書（様式9-1）、チェックシート（様式9-2）、東京都新型コロナウイルスワクチン接種促進支援事業に係る協力金交付請求書（様式10）及び支払金口座振替依頼書（東京都指定の様式）を東京都福祉保健局宛てに送付する。
- 7 第九期、第十期又は第十一期における接種を実施した医療機関は、第3項から第6項までに定める手続とは別に、都が別に定める日までに東京都新型コロナウイルスワクチン接種促進支援事業に係る実績報告書（様式11-1）、チェックシート（様式11-2）、東京都新型コロナウイルスワクチン接種促進支援事業に係る協力金交付請求書（様式12）及び支払金口座振替依頼書（東京都指定の様式）を東京都福祉保健局宛てに送付する。
- 8 第一期における接種の協力金の交付申請に当たっては、該当する接種分の「接種券付き予診票の写し」を提出する。

なお、接種券付き予診票の写しの提出は、東京都新型コロナウイルスワクチン接種促進支援事業協力金交付請求に関する確認書（様式3-2）の提出に代えることができる。

- 9 第2の2の（7）に定める職域接種について申請を行う場合には、第二期又は第三期においては様式5別紙、第四期又は第五期においては様式7-2別紙2、第六期、第七期又は第八期においては様式9-2別紙2、第九期、第十期又は第十一期においては様式11-2別紙2を添付の上、実績報告書を提出する。

また、大学、短期大学、高等専門学校、専門学校の職域接種で所属の学生も対象とし、文部科学省が別に定める地域貢献の基準を満たす職域接種について申請を行う場合には、同職域接種の要件を満たすことを示す書類を添付すること。ただし、文部科学省の認定スケジュール上、提出することができないと認められる場合、認定を受け次第都に提出することとし、提出があるまで、都は地域貢献の基準を満たしているものとして扱う。認定を受けられないことが判明した場合は速やかに都に報告することとし、その場合、都は本要

領の第5に従い決定の取消しを行う。

第4 交付決定及び交付

協力金の交付決定及び交付は、次のとおりとする。

- 1 第3の3から7までの規定による実績報告書等の提出があったときは、都は提出書類等により実績の確認を行い、協力金の交付決定を行うものとする。
- 2 前項の規定により交付決定を行ったときは、交付決定を行った医療機関に対して、速やかに協力金を交付する。協力金は、口座振替払等により交付する。

第5 決定の取消し

協力金の交付を受けた医療機関が偽り、その他の不正な手段により交付を受けたとき又は協力金の交付に係る接種実績が確認できないときは、都は協力金の交付の決定の全部又は一部を取り消すことができる。

第6 協力金の返還

第5の規定により協力金の交付を取り消した場合であって、既に医療機関に協力金の交付を行っている場合は、都は期限を定めて、その返還を命ずることができる。

第7 違約加算金

第6の規定により都が協力金の返還を命じたときは、協力金の交付を受けた医療機関は、当該命令に係る協力金の受領の日から納付の日までの日数に応じ、当該協力金の額（その一部を納付した場合におけるその後の期間については、既納額を控除した額）につき年10.95パーセントの割合で計算した違約加算金（100円未満の場合を除く。）を納付しなければならない。

第8 延滞金

第6の規定による協力金の返還の命令を受けた医療機関が納期日までに納付しなかったときは、当該医療機関は、納期日の翌日から納付の日までの日数に応じ、その未納付額につき年10.95パーセントの割合で計算した延滞金（100円未満の場合を除く。）を納付しなければならない。

附 則

この要領は、令和3年6月11日から施行し、同年5月9日から適用する。

附 則（令和3年7月30日3福保感防第1106号）

この要領は、令和3年7月30日から施行し、施行の日から適用する。

附 則（令和3年8月27日3福保感防第1343号）

この要領は、令和3年8月27日から施行し、同年8月1日から適用する。

附 則（令和3年9月6日3福保感防第1482号）

この要領は、令和3年9月6日から施行し、同年5月9日から適用する。

附 則（令和3年12月28日3福保感防第2439号）

この要領は、令和3年12月28日から施行し、同年12月5日から適用する。

附 則（令和4年4月26日4福保感防第225号）

この要領は、令和4年4月26日から施行し、同年4月1日から適用する。

附 則（令和4年7月29日4福保感防第1202号）

この要領は、令和4年7月29日から施行し、施行の日から適用する。

附 則（令和4年10月6日4福保感防第2251号）

この要領は、令和4年10月6日から施行し、同年10月1日から適用する。

別表 1

1週間当たり接種回数	協力金単価
100回～149回	2,000円/回
150回以上	3,000円/回

別表 2

1日当たり接種回数	協力金単価
50回以上	100,000円/日

別表 3

1日当たり接種回数	協力金単価
30回以上	85,000円/日
60回以上	175,000円/日

別表 4

職 種	協力金単価（1人1時間当たり）
医師	7,550円
看護師等	2,760円